

令和３年度

不当労働行為事件に係る審査の期間の目標の達成状況

当委員会では、平成２５年３月から、審査の期間（処理日数）の目標を「１年６か月」から「１年」に短縮しています。

労働組合法第２７条の１８の規定に基づき、不当労働行為事件に係る審査の期間の目標の達成状況その他審査の実施状況を次のとおり公表します。

１ 令和３年度係属事件数 １件

２ 過去５年間に終結した事件の平均処理日数 次表のとおり

年度別平均処理日数

（単位：日）

区分 年度	総 平 均	内 訳					(参考) 全 国 平 均 ※暦年
		命令・決定	和 解 ・ 取 下				
			取 下	関与和解	無 関 与 和 解	平 均	
29	(1) 242	(1) 242					414
30	(2) 352	(1) 548		(1) 157		(1) 157	418
元	(1) 156			(1) 156		(1) 156	454
2	(1) 152			(1) 152		(1) 152	430
3							671

（注）（ ）は終結件数